香川高等専門学校名誉教授称号授与規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

（趣旨）

第１条　学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 106 条及び第 123 条の規定に基づく香川高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与はこの規程の定めるところによる。

（基準）

第２条　名誉教授の称号は，次の各号の一に該当し，退職した者に授与する。

一　香川高等専門学校（以下「本校」という。）に校長又は教授として通算 10 年以上在職し，教育上又は学術上功績のあつた者

二　本校の校長として，校務の運営に関し，特に功績のあつた者

三　前各号に該当しないが，本校において教育上又は学術上の功績が特に顕著であつた者

（在職年数の通算）

第３条　前条第１号の在職年数には，次の各号により換算した期間を加えることができる。ただし，本校の教授として 5 年以上在職した者に限る。

一　本校の准教授又は講師としての在職年数は，その２分の１の期間

二　本校以外の高等専門学校，大学及び大学共同利用機関において，教授として在職した期間にあつてはその期間，准教授又は講師として在職した期間にあつては，その２分の１の期間

三　相当程度の規模を有する研究機関において，当該専門分野の研究に従事していた在職期間は，その２分の１の期間

２　定年退職後の再雇用教職員の期間は通算できないものとする。

（選考の手続き）

第４条　第２条第一号又は第三号の規定に該当する者があるときは,当該所属学科長が,その者の略歴書及び功績調書を作成し，校長に推薦するものとする。

２　校長は，前項による推薦があつたときは，企画運営会議に諮り，その意見を参考として適否を決定する。

３　第２条第二号に該当する者については，副校長から企画運営会議に推薦して，その選考を経なければならない。

（称号の授与）

第５条　名誉教授の称号の授与は，称号記の交付をもつて行う。

（様式）

第６条　名誉教授の称号の称号記は，別紙のとおりとする。

（称号授与の取消し）

第７条　名誉教授の称号を授与された者に，その名誉を汚す行為があったときは，校長が企画運営会議に諮り，称号の授与を取り消し，称号記を返付させるものとする。

附　則

１　この規程は，平成 21 年 10 月１日から施行する。

２　高松工業高等専門学校及び詫間電波工業高等専門学校における在職期間は，本校で勤務したものとみなし，本校の在職期間に通算する。

３　この規程の第３条の規定の適用について，この規程の施行前における助教授としての勤務は，准教授の勤務とみなす。

附　則

この規程は，平成 23 年 11 月 28 日から施行する。

附　則

この規程は，令和４年 10 月 13 日から施行する。

附　則

この規程は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和７年１月２３日から施行する。

別紙

称号記

氏名

年月日生

あなたは本校に多年勤務し教育上及び学術上の功績があったので学校教育法の定めるところにより香川高等専門学校名誉教授の称号を授与する

年月日

香川高等専門学校

第号

称号記

氏名

年月日生

あなたは本校に校長として勤務し教育上及び学術上の功績があったので学校教育法の定めるところにより香川高等専門学校名誉教授の称号を授与する

年月日

香川高等専門学校

第号